

長浜市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第36号

長浜市消防団規則の一部を改正する規則

長浜市消防団規則（平成18年長浜市規則第159号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第5条、第9条第3号、第15条及び第16条中「団員」を「消防団員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

消防団組織の名称及び管轄区域

消防団名	方面隊名	分団名	管轄区域
長浜市消防団	長浜方面隊	長浜西分団	宮前町、神前町、高田町、大宮町、元浜町、三ツ矢町、三ツ矢元町、末広町（一部）、南呉服町、公園町、殿町、鐘紡町、朝日町、北船町、港町、一の宮町、大島町、八幡中山町（一部）及び三和町（一部）
		神照分団	川崎町、山階町、口分田町、保田町、今町（一部）、国友町、泉町、新庄寺町、新庄中町、新庄馬場町、小沢町、下之郷町、森町、相撲町、祇園町、列見町、十里町、神照町、八幡中山町（一部）、中山町、分木町及び末広町（一部）
		六荘分団	八幡東町、南高田町、三和町（一部）、地福寺町、平方町、四ツ塚町、勝町、大辰巳町、室町、永久寺町、大戌亥町、下坂中町、寺田町、田村町、高橋町、下坂浜町、平方南町及び弥高町
		長浜南分団	加田町、加田今町、八条町、本庄町、常喜町、鳥羽上町、名越町、布勢町及び小一条町
		南郷里分団	宮司町、小堀町、大東町、今川町、七条町、南小足町、新栄町、加納町、榎木町及び南田附町
		北郷里分団	春近町、石田町、堀部町、保多町、垣籠町、東上坂町、西上坂町、千草町及び今町（一部）
	浅井方面隊	浅井西分団	内保町、大路町、三田町、大依町、八島町、平塚町、尊勝寺町、山ノ前町、西野町、尊野町及び湯次町
		浅井北分団	高畑町、力丸町、野田町、木尾町、上野町、小室町、黒部町、竜安寺町、谷口町、北野町、池奥町、瓜生町、田川町及び須賀谷町
		浅井中分団	北ノ郷町、東野町、小野寺町、醍醐町、徳山町、飯山町、当目町、大門町、乗倉町、西主計町、東主計町及び南郷町
		浅井南分団	相撲庭町、今荘町、佐野町、南池町、北池町、法

		楽寺町及び野村町
	浅井東分団	野瀬町、草野町、高山町、寺師町、西村町、太田町、郷野町、鍛冶屋町及び岡谷町
びわ方面隊	びわ南分団	細江町、曾根町及び川道町
	びわ中分団	錦織町、落合町、難波町、新居町、野寺町、八木浜町、大浜町及び南浜町
	びわ北分団	小観音寺町、稲葉町、弓削町、香花寺町、富田町、十九町、上八木町、下八木町、早崎町、益田町及び安養寺町
虎姫方面隊	虎姫分団	唐国町、月ヶ瀬町、大寺町、中野町、三川町、宮部町、大井町、西大井町、桜町、柿ノ木、長田町、新旭町、酢、五村及び田町
湖北方面隊	朝日分団	湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町及び湖北町尾上
	速水分団	湖北町小今、湖北町賀、湖北町馬渡、湖北町大安寺、湖北町南速水、湖北町小倉、湖北高田町、湖北町速水、湖北町八日市、湖北町青名、湖北町猫口、湖北町沢及び湖北今町
	小谷分団	小谷郡上町、小谷美濃山町、小谷上山田町、下山田、湖北町二俣、小谷丁野町、湖北町山脇、湖北町河毛、湖北町別所、湖北町留目及び湖北町伊部
高月方面隊	富永分団	高月町井口、高月町持寺、高月町洞戸、高月町尾山、高月町保延寺、高月町雨森及び高月町高野
	高月分団	高月町柏原、高月町渡岸寺、高月町落川、高月町馬上、高月町森本、高月町高月、高月町宇根及び高月町東阿閉
	古保利分団	高月町東柳野、高月町柳野中、高月町西柳野、高月町重則、高月町松尾、高月町西野、高月町熊野、高月町片山及び高月町西阿閉
	七郷分団	高月町東高田、高月町布施、高月町唐川、高月町横山、高月町東物部、高月町西物部及び高月町磯野
木之本方面隊	杉野分団	木之本町金居原、木之本町杉野、木之本町杉本及び木之本町音羽
	高時分団	木之本町大見、木之本町川合、木之本町古橋、木之本町石道及び木之本町小山

		木之本分団	木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町黒田、木之本町田部及び木之本町千田
		伊香具分団	木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施及び木之本町赤尾
	余呉方面隊	余呉分団	余呉町坂口、余呉町下余呉、余呉町中之郷、余呉町八戸、余呉町川並、余呉町下丹生、余呉町上丹生、余呉町摺墨、余呉町菅並、余呉町小原、余呉町田戸、余呉町奥川並、余呉町鷺見、余呉町尾羽梨、余呉町針川、余呉町文室、余呉町国安、余呉町東野、余呉町今市、余呉町新堂、余呉町池原、余呉町小谷、余呉町柳ヶ瀬、余呉町椿坂及び余呉町中河内
	西浅井方面隊	塩津分団	西浅井町塩津浜、西浅井町祝山、西浅井町野坂、西浅井町塩津中、西浅井町余、西浅井町集福寺、西浅井町沓掛、西浅井町横波、西浅井町岩熊及び西浅井町月出
永原分団		西浅井町大浦、西浅井町菅浦、西浅井町八田部、西浅井町山田、西浅井町小山、西浅井町山門、西浅井町中、西浅井町庄及び西浅井町黒山	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

消防団組織の定員

長浜市消防団

階級								団員 (機能別団員)	計
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
分団別									
本部	1	12						15	28
長浜方面隊									
長浜西分団			1	1	2	4	42		50
神照分団			1	1	2	4	42		50
六荘分団			1	1	2	4	18		26
長浜南分団			1	1	2	4	18		26
南郷里分団			1	1	2	4	18		26
北郷里分団			1	1	2	4	18		26
浅井方面隊									
浅井西分団			1	1	2	2	20		26
浅井北分団			1	1	2	2	20		26

浅井中分団			1	1	1	2	21		26
浅井南分団			1	1	1	2	21		26
浅井東分団			1	1	1	2	21		26
びわ方面隊									
びわ南分団			1	1	1	3	20		26
びわ中分団			1	1	2	4	18		26
びわ北分団			1	1	1	4	19		26
虎姫方面隊									
虎姫分団			1	1	1	3	20		26
湖北方面隊									
朝日分団			1	1	1	1	22		26
速水分団			1	1	1	1	22		26
小谷分団			1	1	1	1	22		26
高月方面隊									
富永分団			1	1	1	2	21		26
高月分団			1	1	1	2	21		26
古保利分団			1	1	1	2	21		26
七郷分団			1	1	1	2	21		26
木之本方面隊									
杉野分団			1	1	1	2	21		26
高時分団			1	1	2	2	20		26
木之本分団			1	1	2	4	18		26
伊香具分団			1	1	2	4	18		26
余呉方面隊									
余呉分団			1	1	2	3	43		50
西浅井方面隊									
塩津分団			1	1	1	2	21		26
永原分団			1	1	1	1	22		26
合計	1	12	29	29	42	77		664	854

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。